

景観形成基準（景観形成重点地区）

項目	地域	半田運河周辺地区	J R 半田駅前地区
建築物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	・御幸通りに面する壁面については、道路境界線から大きく後退させないように努めること。
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。 ・屋根は勾配を有する形態に努めること。 ・地区の景観を特徴づけるしっくい・木板などの素材や鎧囲い・下見板張りなどの活用に努めること。	・1～2階の低層部については、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和に配慮すること。 ・3階以上の部分については、低層部と形態・意匠の分節化を図りまちなみにおいて目立ち過ぎないように配慮すること。 ・御幸通りに面する部分では、1階の軒高付近において庇の設置もしくは庇をイメージさせるデザインに努めること。
		○壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。	・地区の景観を特徴づける格子・木板を用いた和風建築及び、昭和初期の洋風建築の様式を模した意匠の活用に努めること。 ・壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント（変化）をつけるなど工夫するとともに、周辺との調和に配慮すること。 ・物販、飲食、サービス事業所等の店舗においては、閉店時の景観形成にも配慮すること。 ・側面や背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	・壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。	・R（赤）、YR（橙）及びY（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下
		・R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度3以下 ・Y（黄）の色相は、彩度2以下 ・上記以外の色相は、彩度1以下 ・無彩色を除き、明度は8以下	
建築設備 附帯施設	・附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めること。 ・空調室外機などの設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をすること。		
外構・緑化	・門や垣又はさくは、まちなみと調和させるように努めること。 高いブロック塀などの設置は避けること。 ・敷地内は緑化に努めること。特に道路に面した部分は生垣を設置するなど緑化に努めること。 ・既存の良好な樹木、屋敷林などは保全、活用に努めること。 ・建築物の前面を駐車場とする場合は、まちなみの連続性を意識してさくを設置するなど工夫すること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすること。	・門や垣又はさくは、まちなみとの調和を図ること。高いブロック塀などの設置は避けること。 ・周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ・敷地内は緑化に努めるとともに、適切な管理を行うこと。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすることともに、出入口の位置についてはまちなみの連続性などに配慮すること。 ・地域の植生にあった緑化に努めること。	
	○周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ○地域の植生にあった緑化に努めること。		
工作物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ○種類及び用途に応じて集約化に努めること。	・意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
		○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	※建築物と同じ。	
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。		
開発行為	敷地の形状の変更	・敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。	
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。	
物件の堆積	・積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めること。 ・堆積物は周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくすること。		
特定照明	・周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫すること。 ・公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないこと。 ・環境負荷の少ない照明に努めること。		
屋外広告物	・彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めること。	・掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。 ・まちなみに配慮したデザインに工夫すること。 ・色彩は原色及び原色に近いものは避け、蛍光色は使用しないこと。	
	・自家用の広告物以外は原則として設置しないこと。 ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。		

○の項目は、大規模な行為に追加される景観形成基準となります。（大規模な行為とは、5ページ下段の表（■用途地域ごとの届出基準）のとおりです。）

景観形成基準（景観形成重点地区）

項目	地域	亀崎地区	岩滑地区
建築物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみ、社寺、背景の自然との調和に配慮すること。 【区域A】※1 ・屋根は勾配を有する形態に努めること。
		○壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント（変化）をつけるなど工夫すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。	○歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	・壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。 ・R（赤）、YR（橙）及びY（黄）の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下	
	建築設備 附帯施設	・附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めること。 ・空調室外機などの設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をすること。	
	外構・緑化	・門や垣又はさくは、まちなみと調和させるように努めること。高いブロック塀などの設置は避けること。 ・敷地内は緑化に努めること。特に道路に面した部分は生垣を設置するなど緑化に努めること。 ・既存の良好な樹木、屋敷林などは保全、活用に努めること。 ・建築物の前面を駐車場とする場合は、まちなみの連続性を意識してさくを設置するなど工夫すること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすること。	【区域A】※1 ・生垣などの緑化された垣又はさくや板塀の設置に努めること。
○周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ○地域の植生にあった緑化に努めること。			
工作物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。	
	形態・意匠	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみや田園風景との調和に配慮すること。
		○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ○種類及び用途に応じて集約化に努めること。	○歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。
	材料	・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	
	色彩	※建築物と同じ。	
附帯施設	・工作物と一体的なデザインに努めること。		
開発行為	敷地の形状の変更	・敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮すること。	
	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。	
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。	
物件の堆積	・積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めること。 ・堆積物は周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくすること。		
特定照明	・周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫すること。 ・公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないこと。 ・環境負荷の少ない照明に努めること。		
屋外広告物	・自家用の広告物以外は原則として設置しないこと。 ・彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めること。 ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。		

○の項目は、大規模な行為に追加される景観形成基準となります。（大規模な行為とは、5ページ下段の表（■用途地域ごとの届出基準）のとおりです。）
※1：区域Aは、南吉童話まちなみ地区です。詳細については、半田市ふるさと景観計画を参照ください。